## 提出期限は 1月31日です

# 平成28年度 償却資産(固定資産税)申告のお願

の方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在に所有している償 却資産について、その所在地の市町村に申告する必要があります。 工場・商店・農業などを経営している、アパートを貸している、太陽光発電施設 (家庭用を除く。)を設置したなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ち

# 申告の対象となる償却資産

機械・器具・備品等をいい、 類の事業用資産です。 の事業のために用いることができる や商店などを経営している人が、そ 償却資産とは、会社や個人で工場 次の6種

①構築物(駐車場・鉄塔など)

### ②機械および装置

(旋盤・動力配線設備など)

#### ③船舶

#### ④航空機

### ⑤車両および運搬具

(大型特殊自動車など)

### ⑥工具·器具·備品

(測定工具・机・椅子など)

# 原則として申告の対象に

○土地·建物

ならないもの

○使用可能期間が1年未満の資産 ①取得金額が20万円未満で、法人 )取得価額が10万円未満で、法人 )自動車税や軽自動車税の課税対象 のあるトラクターなど 間で均等償却される資産 税・所得税の申告上、一括し3年 税・所得税の申告上、一時損金ま となる自動車・軽自動車・ナンバー たは必要経費に算入される資産

### 申告の方法

# ○引き続いて申告される方

申告書を提出してください。 産、または修正を必要とする資産の 年12月末日までに増加・減少した資 付します。平成27年1月1日から同 町から12月中旬ごろに申告書を送

# ○新規に申告される方

申告書が税務課資産税係にありま

申告してください。 申告してください。 備考欄に「該当資産なし」と明記して 連絡いただければ送付します。 すので、ご来庁ください。また、ご する資産がない場合には、申告書の なお、事業を行っていても、申告 全資産を種類別明細書に記入して

# ○電算処理で申告される方

場合は、平成28年1月1日現在の全 資産を申告してください。 事業所独自に申告書を作成される

### 提出期限

税務課へ提出をしてください。 ます。申告書がお手元に届きました 383条で1月31日と定められてい ら、必要事項を記入の上、お早めに 申告書の提出期限は、地方税法第

### 平成27年中に家屋を取り壊した皆 さまは届出を

れます。 課期日として、 固定資産税は、 その所有者に課税さ 毎年1月1日を賦

> 含む)、家屋滅失登記をしてない方 税係まで提出してください。 れていない場合は、至急税務課資産 に家屋を取り壊し(一部取り壊しも で、『家屋取壊届出書』をまだ提出さ 家屋の新築等に伴い、平成27年中

ず届出をしてください。 ができます。 固定資産税が課税されますので、必 に登録されたままとなり、引き続き だかないと、取り壊した家屋が台帳 してあります課税明細書により確認 なお、課税対象となっている家屋 『家屋取壊届出書』を提出してい 4月に納税通知書と一緒に送付

# 所有者が亡くなられたときは

知らせください。 る書類を受領する相続人の代表者を 資産税等の賦課徴収及び還付に関す 続登記を完了されるまでの間、 『相続人代表者指定届出書』によりお 所有者が亡くなられた場合は、 固定 相

問い合わせ先

税務課資産税係

(内線42・43)

#### 平成27年分 青色申告決算等説明会を開催します

税務署では、青色申告をされている個人の方を対象に、青色決算書の作成方法や作成に当たっての 注意点などについて、説明会を次のとおり開催します。

#### 1 営業等所得関係

開催月日	時 間	会場	対象地区
12月 1日(火)	午後2時~4時	小諸市文化センター第一講義室	小諸市·御代田町
12月 3日(木)	午後2時~4時	佐久市佐久平交流センター	佐久市(佐久地区)
12月10日(木)	午後2時~4時	軽井沢町商工会館	軽井沢町

<sup>※</sup>対象地区以外の会場へもご出席いただけます。

#### 2 農業所得関係

開催月日	時 間	会場	対象地区
12月3日(木)	午前10時~正午	佐久市佐久平交流センター	全市町村

#### ご注意ください! 記帳・帳簿等の保存制度

平成26年1月から、事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行うすべての方に、記帳・帳 **簿等の保存が必要**となりました。制度の内容や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページをご覧くだ さい。

問い合わせ先 佐久税務署(担当部門:個人課税第一部門) 電話 0267(67)3460(代表) ※ 自動音声案内に従い「2」をお選びください。

問い合わせ先 税務課住民税係(内線42)

(広告欄

別徴収をしていない事業所につきま 別徴収することになっています。 しては、ご協力くださいますようお 係書類をお送りいたしますので、 条例により、 .書類をお送りいたしますので、特ご連絡をいただければ特別徴収関 地方税法第321条の4および 1回あたりの負担が少な 事業主は原則とし

る制度です。 している従業員の方に次のようなメ 年12回(毎月)の納税になるた くなる。 個人で納付書により年4 納税の手間が省け、 があります。 納め忘れ 回で納税

業主 (給与支払者)が、 人住民税の特別徴収は、 所得税の源泉

別徴

日頃お世話になっているあの人へ 信州のおいしい麺をお贈りしません





12月~2月限定 宴会は早割で!!

代わって、

住所

地の市町村へ納入す

(天引き)し、

従業員(納税義務者)に

の給与から個人住民税を特別徴収

従業員に支払う毎月

宴会当日より1月前のご予約に限り 焼酎又は日本酒(各720ml)のいずれかを 1本サービスいたします。(10名様以上の場合)

四季の味処

旬香感謝月間 第2弾!!

12月の毎週(火曜・木曜)は 角ハイボール(S) 半額です





四季折々の食材で皆様をおもてなし 全0267-32-8833

(9) みよた広報 やまゆり 2015年12月号